

〔平12.3.31  
地法小 19〕

# 外 形 標 準 課 稅 關 係 資 料

## 目 次

地方法人課税小委員会で検討された外形基準の4つの類型 .....	1
外形基準の対前年度増減率の推移 .....	2
各基準に係る課税ベース（全国総額）の状況 .....	3
地方法人課税小委員会報告（抄） .....	4
銀行業等に対する外形標準課税の導入について .....	5
業務粗利益の概略図 .....	6
銀行法施行規則（抄） .....	8
主要19行の業務粗利益、業務純益及び臨時純損（益）等の推移 .....	11
主要19行の収支実績と業務粗利益に対する税額の推移 .....	12
銀行業における業務粗利益（粗利）とは .....	13
銀行業における業務粗利益（粗利）と事業活動価値 .....	14
売上総利益（粗利）の概略図 .....	15
銀行業以外の売上総利益（粗利）と事業活動価値の比較 .....	16
企業会計原則（抄） .....	17
株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則（抄） .....	18
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（抄） .....	19
売上総利益と事業活動価値の規模（全国ベース） .....	21

## 地方法人課税小委員会で検討された外形基準の四つの類型

### ①事業活動によって生み出された価値（事業活動価値（仮称））

- ・「利潤」+「給与総額」+「支払利子」+「賃借料」により算定
- ・法人事業税の全体を事業活動価値による課税とすべき  
(経過措置として所得基準による課税と併用)

### ②給与総額

- ・給与総額は事業活動価値の概ね7割を占めているもの
- ・所得基準による課税と併用することが適當
- ・事業活動価値に近似する仕組みとの性格付けが可能

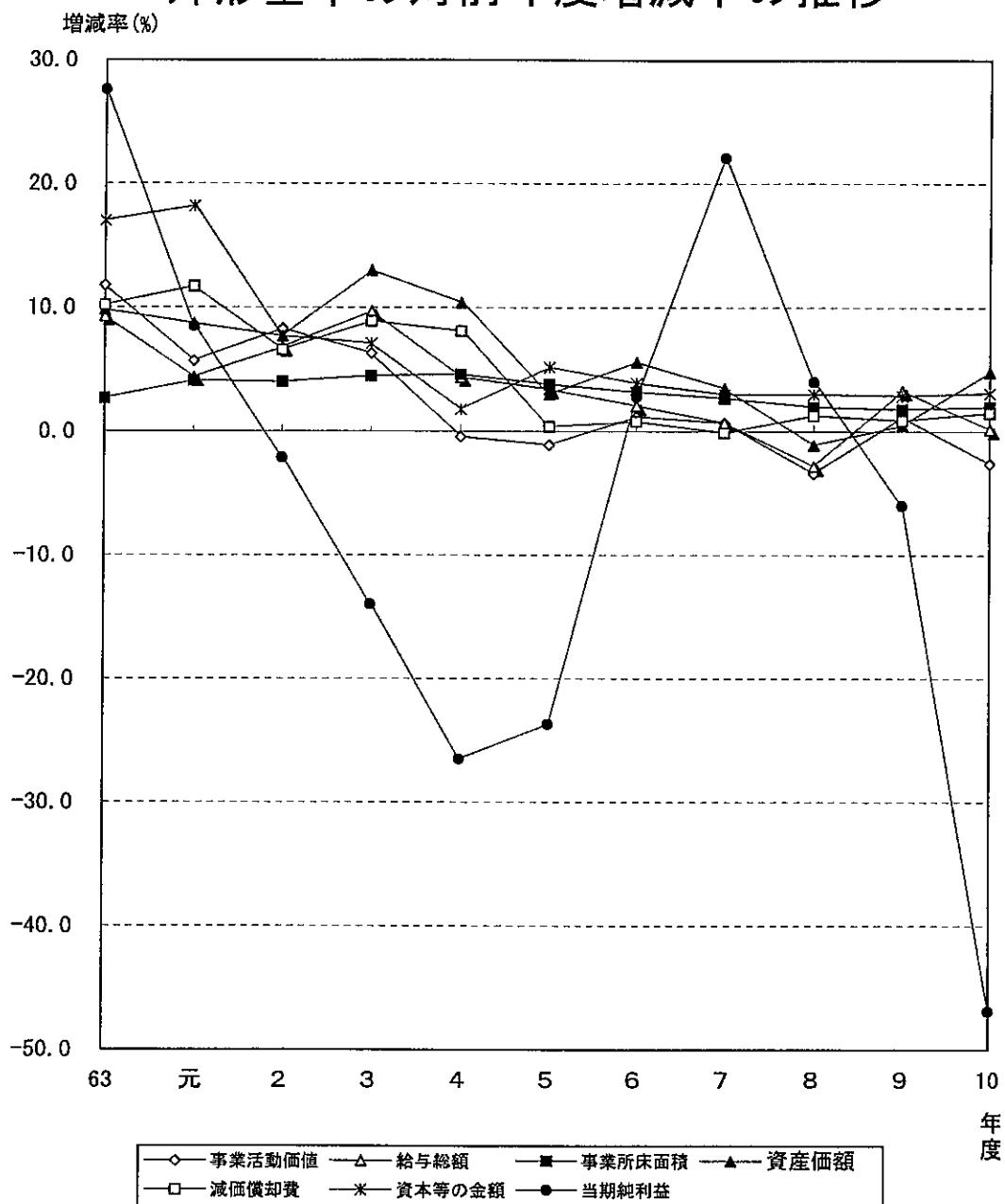
### ③物的基準と人的基準の組合せ

- ・物的基準（事業所家屋床面積、事業用資産の価額又は減価償却費）と人的基準（給与総額）の組合せ
- ・所得基準による課税と併用することが適當

### ④資本等の金額

- ・資本等の金額の区分ごとに定額で課税（事務所等の数や従業者数を加味）
- ・所得基準や他の外形基準による課税との組合せを基本とすることが適當

## 外形基準の対前年度増減率の推移



### (備考)

- 事業所床面積は、「固定資産の価格等の概要調査」（自治省調べ）により、その他は「法人企業統計年報」（大蔵省調べ）による。
- 各指標は、次のデータを用いた。
  - 事業活動価値……税引前当期純利益、役員給与、従業員給与、福利厚生費、支払利息・割引料及び不動産賃借料の合計額
  - 給与総額……役員給与、従業員給与及び福利厚生費の合計額
  - 事業所床面積……法人が所有する家屋床面積の総数
  - 資産価額………その他の有形固定資産（有形固定資産から土地及び建物仮勘定を除いたもの。）
  - 減価償却費……減価償却費（特別減価償却費を除く。）
  - 資本等の金額……資本金及び資本準備金の合計額
  - 当期純利益……税引前当期純利益

## 各基準に係る課税ベース（全国総額）の状況

基 準	平成4～8年度の平均値
所得(都道府県課税状況調による所得)	36兆円程度
事業活動価値	269兆円程度
給与総額	196兆円程度
家屋床面積	19億m <sup>2</sup> 程度
資産（家屋+償却資産）価額	290兆円程度
減価償却費	39兆円程度
<b>(参考) 資本等の金額</b>	<b>105兆円程度</b>

- (注) 1. 上記の表の各平均値には、家屋床面積以外のものについては、農林水産業及び鉱業に係るものは、除かれている。  
 2. 所得については、「道府県税の課税状況等に関する調」（自治区）の平成4年度分から平成8年度分までの所得の平均値である。  
     また、法人事業税のうち、収入金額課税の対象となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を行う法人に  
     係る所得は、含まれていない。  
 3. 事業活動価値は、利潤+給与+利子+賃借料とし、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成4年度から平成8年度までの平均値  
     で、次の数値によった。  
     利潤=税引前当期純利益、給与=役員給与+従業員給与+福利厚生費、利子=支払利息・割引料、賃借料=動産・不動産賃借料  
     として計算した。また、金融保険業に係るもののが含まれていない。  
 4. 給与総額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成4年度から平成8年度までの、役員給与+従業員給与+福利厚生費の数値  
     の平均値である。また、金融保険業に係るもののが含まれていない。  
 5. 家屋床面積は、法人が所有する家屋の床面積であり、「固定資産の価格等の概要調書」（自治区）に基づき、平成4年度から平  
     成8年度までの平均値を計算した。  
     なお、この家屋床面積についてのみ、農林水産業及び鉱業に係るものが含まれている。  
 6. 資産（家屋+償却資産）価額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成4年度から平成8年度までの、その他有形固定資産の  
     平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。  
 7. 減価償却費は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成4年度から平成8年度までの平均値である。また、金融保険業に係るも  
     のが含まれていない。  
 8. 資本等の金額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成4年度から平成8年度までの資本金及び資本準備金の和の平均値であ  
     る。また、金融保険業に係るものが含まれていない。

# 地方法人課税小委員会報告（抄）

〔平成11年7月9日  
政府税制調査会〕

## 三 望ましい外形基準のあり方

### 2. 外形基準の四つの類型

（中略）

#### （1）事業活動によって生み出された価値

（中略）

（2）事業活動価値の場合、その課税標準の構成要素については、次のように考えることが適当である。

（iii）課税標準の構成要素となる「支払利子」や「賃借料」については、それぞれ、借入金利子、支払割引料、社債利息等の合計額、支払地代、支払家賃、動産賃借料等の合計額とすることが考えられる。この場合において、例えば銀行等の支払利子や不動産貸付業を行う法人が支払う賃借料などの取扱いについては、その事業の特性に鑑み、課税標準に算入しないことが適当ではないかとの意見があったが、今後、具体的な仕組みを考えていくに当たり、さらに検討を深めるべき課題と考える。

## 銀行業等に対する外形標準課税の導入について

### 1 目的

安定的な税収及び税負担の公平性の確保

### 2 根拠

現行事業税の課税標準の特例規定を活用(地方税法第72条の19)

### 3 納税義務者

都内で事業活動を行う法人のうち、銀行業又はこれに類する事業を営むもの。ただし、当該事業年度末の「資金量」の残高が5兆円以上の法人に限る。

(都市銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、日本銀行等)

### 4 課税標準

当該事業年度の「業務粗利益」

※ 「業務粗利益」 = 「資金利益」 + 「役務取引等利益」 + 「その他業務利益」

### 5 税率

3% (ただし、「特別法人」については2%)

### 6 分割基準

現行事業税の分割基準を適用

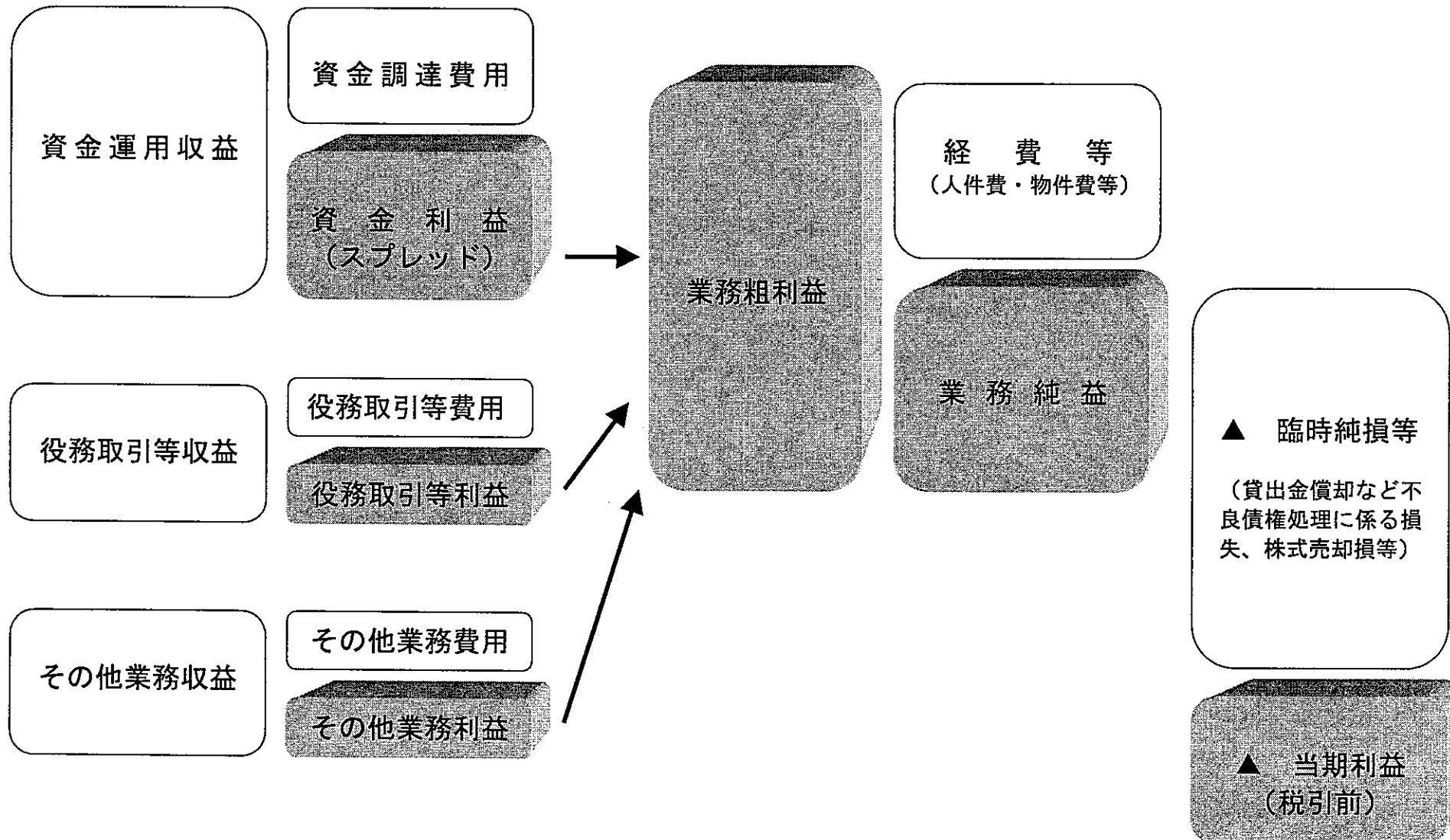
### 7 その他

(1) 5年間の時限措置とする。

(2) 平成12年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

# 業務粗利益の概略図

(東京都)



(参考)

## 銀行業における勘定科目等の説明

業務粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + (役務取引等収益 - 役務取引等費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

= 税引前当期純利益 - 特別利益 + 特別損失 - その他経常収益 + その他経常費用 + 営業経費

∴ 税引前当期純利益 = 業務粗利益 + 特別利益 - 特別損失 + その他経常収益 - その他経常費用 - 営業経費

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| ① 資金運用収益…各種受取利息                                       | 資金調達費用…各種支払利息              |
| ② 役務取引等収益…各種受取手数料                                     | 役務取引等費用…各種支払手数料            |
| ③ その他業務収益…外国為替売買益、国債等債券売却益等                           | その他業務費用…外国為替売買損、国債等債券売却損 等 |
| ④ その他経常収益…株式等売却益 等<br>その他経常費用…貸倒引当金繰入額、貸出金償却、株式等売却損 等 |                            |
| ⑤ 特別利益…動産不動産処分益 等                                     | 特別損失…動産不動産処分損 等            |
| ⑥ 営業経費…人件費、物件費（動産不動産償却、土地建物機械賃借料 等） 等                 |                            |

(参考)

業務純益…業務粗利益 - (営業経費 + 一般貸倒引当金)

(注) 一般貸倒引当金とは、貸倒引当金のうち、銀行業における決算経理基準に定める「合理的な方法により算出された貸倒実績率」により繰り入れた額

銀行法施行規則(昭和五十七年二月二十一日 大蔵省令第十号) (抄)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の一 法第二十一条第一項前段に規定する總理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

### 一、二 略

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

#### イ、ロ 略

ハ 直近の二営業年度における業務の状況を示す指標として別表に掲げる事項

別表 (第十九条の一第一項第三号ハ関係)

項目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	一 業務粗利益及び業務粗利益率 二 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支 三 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや 四 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減 五 総資産経常利益率及び資本経常利益率 六 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率

(参考) 銀行法(昭和五十六年六月一日法律第五十九号) (抄)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十一条 銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として總理府令・大蔵省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該銀行(代理店を含む。)の営業所(無人の営業所その他の總理府令・大蔵省令で定める営業所を除く。次項において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

## 銀行法施行規則 別紙様式第3号（第18条第2項関係）

第3 第 期 年 月 日まで年 月 日まで 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>経常収益</b>		<b>× × ×</b>
資金運用収益	×	×
貸出金利息	×	×
有価証券利息配当金	×	×
コールローン利息	×	×
買入手形利息	×	×
預け金利息	×	×
金利スワップ受入利息	×	×
その他の受入利息	×	×
役務取引等収益	×	×
受入為替手数料	×	×
その他の役務収益	×	×
その他業務収益	×	×
外国為替売買益	×	×
商品有価証券売買益	×	×
国債等債権売却益	×	×
国債等債権償還益	×	×
その他の業務収益	×	×
その他経常収益	×	×
株式等売却益	×	×
金銭の信託運用益	×	×
その他の経常収益	×	×
<b>経常費用</b>		<b>× × ×</b>
資金調達費用	×	×
預金利息	×	×
譲渡性預金利息	×	×
コールマネー利息	×	×
売渡手形利息	×	×
コマーシャルペーパー利息	×	×
借用金利息	×	×
社債利息	×	×
転換社債利息	×	×
金利スワップ支払利息	×	×
その他の支払利息	×	×
役務取引等費用	×	×
支払為替手数料	×	×
その他の役務費用	×	×

その他業務費用	×	×	×	
外国為替売買損	×	×	×	
商品有価証券売買損	×	×	×	
国債等債権売却損	×	×	×	
国債等債権償還損	×	×	×	
国債等債権償却	×	×	×	
その他の業務費用	×	×	×	
営業経費	×	×	×	
その他経常費用	×	×	×	
貸倒引当金繰入額	×	×	×	
貸出金償却	×	×	×	
株式等売却損	×	×	×	
株式等償却	×	×	×	
金銭の信託運用損	×	×	×	
その他の経常費用	×	×	×	
経常利益 (又は経常損失)				× × ×
特別利益				× × ×
動産不動産処分益	×	×	×	
償却債権取立益	×	×	×	
金融先物取引責任準備金取崩額	×	×	×	
証券取引責任準備金取崩額	×	×	×	
その他の特別利益	×	×	×	
特別損失				× × ×
動産不動産処分損	×	×	×	
金融先物取引責任準備金繰入額	×	×	×	
証券取引責任準備金繰入額	×	×	×	
その他の特別損失	×	×	×	
税引前当期利益 (又は税引前当期損失)				× × ×
法人税、住民税及び事業税				× × ×
法人税等調整額				× × ×
当期利益 (又は当期損失)				× × ×
前期繰越利益 (又は前期繰越損失)				× × ×
・・・積立金取崩額				× × ×
中間配当額				× × ×
利益準備金積立額				× × ×
当期末処分利益 (又は当期末処理損失)				× × ×